

頂いた主なご意見と国土交通省の考え方

寄せられたご意見	国土交通省の考え方
使用過程車に対する改造についても、認定の対象とすべきではないか。	使用過程車については、改造前の自動車の性能が一定ではなく、結果として、改造後の自動車の品質管理が難しいことから、制度の対象外としております。
改造の内容に関わらず、認定の対象とすべきである。 (例えば、燃料を変更しない改造であっても、十分な排出ガス低減性能を有する改造であれば、認定の対象とすべきではないか。)	本制度においては、排出ガス性能が抜本的に向上する改造であって、改造前の状態に容易に戻すことができないもの(例えば、ディーゼル車から CNG 車への改造等)を認定の対象としており、その基準の一つとして、燃料の種類を変更することを求めています。
改造車のほか、型式指定をとらない輸入自動車(輸入車特別取扱対象自動車)も、認定の対象とすべきである。	排ガス低減性能向上改造として認定するためには、低排出ガス車認定実施要領に定める耐久走行試験後の排出ガス値が認定基準を満たしていることが要件となります。ご意見にある輸入車特別取扱制度認証車等の自動車については、要件を満たすことのデータが確認できないことから、低排出ガス車として認定することは困難であると考えます。なお、これらの自動車も自動車等の型式指定を受けることは可能であり、これにより耐久走行試験後の排出ガス値を有すれば、低排出ガス車として認定されることが可能です。
JE05 モードの測定試験について、受注生産車となる改造車を、エンジンベンチにより試験することは困難である。	エンジンベンチによる試験に代えて、運用上、シャシベースの同等試験法を認める方向で検討しております。
耐久要件の確認に関して、実走行による確認は困難。性能劣化係数による計算等による確認を可能にいただきたい。	新型認証時の審査と同様に、運用上、耐久走行に代えて、劣化補正值等に基づく排出ガス推定値により確認する方法も認める方向で検討しております。

以上